

「ハンセン病問題学習会（フィールドワーク）」開催要項

1 趣旨・目的

2009年4月「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（通称：ハンセン病問題基本法）が施行され、この法律では、ハンセン病患者への誤った隔離政策の加害行為を行った者の責任として、国と地方公共団体に被害回復のための責務があることが規定されています。そして国と地方公共団体の他、府民も含めて、当事者、家族等の福祉の増進と名誉の回復により、ハンセン病問題の解決の促進を図ることが求められています。

大阪府内にはかつて療養所であった「外島保養院」の他、ハンセン病問題に関する歴史が各所に存在しています。そして、府内の各地に回復者の方、その家族の方が在住されています。高齢化が進み、介護、医療、生活課題や、一層孤立が進んでいることも少なくありません。市町村・地域における役割を考えるため、大阪府内のハンセン病ゆかりの地を訪れます。歴史を学び、ハンセン病問題の解決のために、私たちにできることを考えましょう。

2 主催

財団法人大阪府人権協会

3 開催日時

2011年3月8日（火） 10:00～17:00

※各地を巡るフィールドワークのため、交通事情によって終了時間が多少前後することがありますがご了承ください。

4 場 所

リバティおおさか、大阪府内のハンセン病ゆかりの地（バスで移動）

5 カリキュラム

時間	内容	会場・講師等
10:00～10:10	受付	リバティおおさか 2階 研修室
10:10～11:00	リバティおおさか 見学と解説 ハンセン病問題に関する大阪の歴史等の解説を受け、展示の見学を行います	リバティおおさか 学芸員
11:00～17:00	フィールドワーク 各ゆかりの地を訪ねて ※詳細は下記をご参照ください 但し、交通事情等によりコース変更する場合があります。 ※昼食は車内で取ります。	ハンセン病問題を考えるネットワーク 泉北 三宅 美千子 氏 福祉運動・みどりの風 原田 恵子 氏
17:00頃	解散	阪急京都線「崇禅寺」駅付近にて解散

6 対 象：市町村担当者、人権総合相談員、市町村人権協会・人権地域協議会職員等 40名

7 参加費：5,000円

申込確認後、E-MailかFAXを基本に「受講決定通知」をお送りいたしますので、速やかに受講料をご入金ください。なお、振込み後のキャンセルは返金できませんのでご了承ください。

8 問い合わせ・申込先

別添申込書を下記あてに送信してください。（郵便、FAX、E-Mail等）

財団法人大阪府人権協会 成田（なりた）、北場（きたば）

〒552-0001 大阪府大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

電話：06-6581-8613 FAX：06-6581-8614

E-Mail info@jinken-osaka.jp

9 振込先

①郵便振替 00910-7-282007

財団法人大阪府人権協会

②りそな銀行 桜川支店 普通 2105629

サイタンホウジンオオサカフジケンキョウカイ コウザガカリ リジョウ カミモ マサヤ
財団法人大阪府人権協会 講座係 理事長 神尾 雅也

10 その他

①事前学習

事前学習として「ハンセン病問題講演会」をできるだけ受講してください。

2月5日(土) 13:30~16:00 大阪市阿倍野区民センター

詳細は別添チラシをご覧ください。

②昼食について

昼食はバス内で取ります。バス内で食べやすい昼食をご持参ください。

③移動について

フィールドワークの各地には大型バス(トイレ付)で移動します。

④集合場所

リバティおおさか 2階 研修室(開館は10:00です)



大阪人権博物館リバティおおさか

〒556-0026

大阪市浪速区浪速西3-6-36

- ・JR 環状線「芦原橋駅」下車、南へ約600メートル
- ・JR 環状線・大和路線「今宮駅」下車、西へ約800メートル
- ・大阪市バス・赤バス「浪速西3丁目」バス停下車、西へ200メートル
- ・南海汐見橋線「木津川駅」下車、東へ300メートル

※フィールドワーク行程

①「外島保養院」移転予定地(堺市赤坂台付近)

↓ 移転予定地になったが、地元住民の反対運動で中止される。

②22世 岡村平兵衛 宅への訪問

↓ かつてハンセン病治療薬「大風子油」を製造・販売した岡村平兵衛さんについてお話をお聞きします。

③「をかむら橋」の碑

↓ 大風子油を製造・販売していた旧岡村邸跡。

④大和川河川敷

↓ ハンセン病患者が多く居住していた場所。

⑤「外島保養院」記念碑(西淀川区中島町2丁目)

↓ 現地拡張完成直前に室戸台風(1934年9月)により全壊流失。犠牲者187人の追悼を含めて、1996年「らい予防法」廃止を機に建立。

⑥柴島健康相談所(一時救護所)跡地

↓ ハンセン病患者が療養所に入所するまでの一時救護施設。その後一時帰省者の宿泊やその家族の面談の場として使用された。

⑦「白鳥寮」跡地

ハンセン病で強制収容された患者の健康な子どもが、園内の教育を終えた後、社会に出るための養護施設。